

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社大林組
- (2) 代表者氏名 取締役社長 佐藤 俊美
- (3) 所在地 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号

2 指名停止措置期間 令和 8 年 5 月 1 9 日から

令和 8 年 6 月 1 8 日まで (1 カ月)

3 事案の概要

株式会社大林組が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において、令和 6 年 1 0 月に発生した労働災害について、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、同社及び同社使用人 2 名が、労働安全衛生法違反により、令和 8 年 3 月 2 4 日付けで鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

4 指名停止措置理由

株式会社大林組及び同社使用人 2 名が、労働安全衛生法違反により、鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことは、山口市の契約相手方として不相当であると認められるため「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の 3 1（不正又は不誠実な行為）により指名停止します。

「指名停止等措置要領別表」

措置要件	期間
前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、市契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内